

解消可能資金不足額の算定基準

「累積償還償却差額算定方式」に用いる乗率(他の会計が負担すべき部分を除いた割合)

$$\text{他の会計が負担すべき部分を除いた割合} = 1 - \frac{\text{元利償還金に対する繰入額}}{\text{累積元利償還金}}$$

※ 元利償還金に対する繰入額には、元金償還金等の額に応じて出資されている一般会計等からの出資金を含まない。

「減価償却前利益による負債償還可能額算定方式」の対象事業と残存耐用年数に相当する年数

対象事業	残存耐用年数に相当する年数
主に路面交通事業を営む鉄軌道事業（法適用企業）	25年
主に地下鉄事業を営む鉄軌道事業（法適用企業）	45年
公共下水道事業（法適用企業及び法非適用企業）	45年

「個別計画策定算定方式」(及び「基礎控除方式」)の対象事業と対象期間

対象事業	対象期間
公共下水道事業（法適用企業及び法非適用企業）	15年以内

$$\begin{aligned} \text{基礎控除額} &= \Sigma(\text{当該年度の前年度までの各年度の未利用施設分利子相当額}) \\ &\quad - \Sigma(\text{当該年度の前年度までの未利用施設分利子平準化債発行額}) \end{aligned}$$

$$\text{各年度の未利用施設分利子相当額} = \text{各年度の地方債の利払い額} \times (45\% - \text{供用開始後経過年数} \times 3\%)$$

規則第6条の解消可能資金不足額の算定に係る基準等（案）

平成20年3月12日

第1 規則第6条第1項第1号の割合

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「規則」という。）第6条第1項第1号の当該企業にかかる特別会計以外の会計が負担すべき部分を除いた部分にかかる割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合は、次のとおりとする。

一 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業

$$1 - \frac{\text{元利償還金に対する繰入額の累積額に相当する額}}{\text{累積元利償還金の額}}$$

注) 元利償還金に対する繰入額には、元金償還金等の額に応じて出資されている一般会計等からの出資金の額を含まない。

二 地方公営企業法を適用していない事業

$$1 - \frac{\text{累積元利償還金に対する繰入額}}{\text{累積元利償還金の額}}$$

※ 累積償還償却差額の算定に関し、他会計負担分（償還財源に充てるために一般会計等から繰り入れられた額）については、基本的に資金不足が生じないものであることから解消可能資金不足から控除しようとするものであるが、過去において元利償還金に対して繰り入れられた累積の一般会計負担金（元金償還金等の額に応じて出資されている一般会計等からの出資金を除く。）等は、料金収入で減価償却する対象とならないものであるため、その割合に応じ、累積償還償却差額から控除することとする。

第2 規則第6条第1項第2号の総務大臣が定める事業

○ 規則第6条第1項第2号の長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業は、次の事業とする。

- | |
|-----------------------------------|
| 一 主に路面交通事業を営む鉄軌道事業 |
| 二 主に地下鉄事業、新交通システムを営む鉄軌道事業 |
| 三 公共下水道事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用しているもの |

(1) 基本的には、次のような事業を対象とすることとする。

- ① 平均耐用年数を相当程度超えても使用される可能性が高いと考えられる償却資産を一定程度保有して行われている事業

※ 地下鉄事業のトンネル（耐用年数60年）、下水道事業の管渠（耐用年数50年）については、實際上、戦前から営まれているものもあるなど、地方公営企業法施行規則で定める耐用年数（＝法人税法施行規則で定める耐用年数）を超えてもなお使用され続けている。

※ そうした償却資産の割合が相当程度高い事業については、そうした資産を継続使用するための再投資額が、再調達価格ほどには至らないため、経常損益が赤字でも、減価償却前経常収支で一定の利益が出ていれば、収支は発散せず、資金不足も収束することが見込まれる。

- ② 一定程度以上、長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業

(2) 水道事業（簡易水道事業を含む。）及び工業用水道事業については、平均残存耐用年数が40年以上となる事業が存在するが、次の理由から対象としない。

- ① 主な償却資産の一つである配水管の耐用年数は40年であるが、ほぼ耐用年数程度での更新投資が予定されていることが多い。

- ② 料金設定は、減価償却費を賄うよう設定する総括原価主義である。

(3) 電気事業、ガス事業についても、料金設定が総括原価主義であり、対象としない。

(4) 一つの特別会計で複数の事業を実施している交通事業（バス、鉄道、軌道）の解消可能資金不足額の算定方法は、次のとおりとする。

- ① 地方財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第396号。以下「令」という。）第3条第1項に基づき、特会単位で資金不足額（解消可能資金不足額控除前）が出ているか否かを判定し（出ていない場合は資金の剰余額を算定する第4条の適用）、出ていればその額を算定する。
- ② 第3条第2項に基づき、事業単位（セグメント単位）で資金不足が出ている事業について、解消可能資金不足額を算定する（資金不足が出ていない事業については、算定せず）。
- ③ ②の解消可能資金不足額の合計額を①の算定額から控除する。

第3 規則第6条第1項第2号の総務大臣が定める事業ごとの残存耐用年数に相当する年数

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 一 主に路面交通事業を営む鉄軌道事業 | 25年 |
| 二 主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄軌道事業 | 45年 |
| 三 公共下水道事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用しているもの | 45年 |

(1) 各団体で減価償却の適用の違い等があることや、基本的には、再調達価格に比して極めて小さい更新投資によって、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）等が定める耐用年数を超えて使用される資産の割合が大きいこと等を踏まえ、一律の残存年数とすることが、総務省令上、予定されている。

(2) 主に路面交通事業を営む鉄軌道事業については、次の理由により、25年とする。

① 路面交通事業の平均残存耐用年数相当期間が23年程度

② 減価償却前利益25年分で負債償還可能＝実返済年数は20年～23年

※ 期間中での減価償却前利益による有利子負債の返済に伴う支払利息の減少によって減価償却前利益が拡大することを見込めば、23年を下回る期間で借入資本金を含む負債の償還を終え、一定の減価償却費積立金を確保することができる一方、償却資産の相当部分は再調達価格に対して極めて小さい割合の再投資で使用できると見込まれること。

(3) 次のような理由から、主に地下鉄事業を営む鉄軌道事業については、45年とする。

① 地下鉄事業の平均残存償却年数相当期間は、45年程度

※ みなし償却を近年まで行ってこなかった団体を除いた平成18年度の試算では、平均残存償却年数相当期間は、44年であること。

※ 「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」（平成14年3月 社団法人公営交通事業協会）は、「公営地下鉄の総資産の平均耐用年数は、団体によっても異なるが、平均すればおおむね40年～50年程度と見込まれる。」としていること。

② 実際の償却資産の大半が、耐用年数を大幅に超えて継続使用

※ 耐用年数が60年とされている地下鉄用トンネルについては、60年を超えても、使用され続けていること。

※ 「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」（平成14年3月

社団法人公営交通事業協会)は、「地下鉄用トンネルの耐用年数は60年とされている一方、鉄道用以外のトンネルの耐用年数は75年とされていることを踏まえ、耐用年数を75年として減価償却を行うこと」を提案していること。

③ 減価償却前利益45年分で負債償還可能＝実返済年数は40年未満

(運輸政策審議会答申の地下鉄収支採算期間は40年)

※ 「中長期的な鉄道整備の基本方針及び鉄道整備の円滑化方策について」(平成12年8月1日運輸政策審議会答申第19号)は、地方公営企業による地下鉄事業については、「鉄道事業の収支採算性を見込む上で前提となる償還期間については、鉄道施設の耐用年数を総合的に勘案し、現行の『30年』を『40年』程度に延長することが適当」としていること。

※ 期間中での減価償却前利益による有利子負債の返済に伴う支払利息の減少によって減価償却前利益が拡大することを見込めば、40年を下回る期間で借入資本金を含む負債の償還を終え、一定の減価償却費積立金を確保することができる一方、償却資産の相当部分は再調達価格に対して極めて小さい割合の再投資で使用できると考えられること。

(4) 次のような理由から、公共下水道事業については、45年とする。

① 公共下水道事業の平均残存償却年数相当期間は、45年程度と想定

※ 平成15年度の総合償却に係る調査では、全国の平均耐用年数は46年(資本費平準化債の算定上の減価償却年数は44年)とされてきた経過があること。

※ 法適用の公共下水道事業の平均残存耐用年数(平成18年度)は、38年程度(平均耐用年数49年程度)であるが、これに、供用開始後期間が短

い法非適用事業を考慮すると、法適用、非適用合わせた平均残存耐用年数は、一定程度長く、40年から50年の間となることが見込まれること。

② 実際の償却資産の大半が、耐用年数を大幅に超えて継続使用

※ 下水道の主たる償却資産であるコンクリート製の管渠の耐用年数は50年とされているが、耐用年数を相当程度超えて、使用され続けている例が多いこと。

③ 減価償却前利益45年分で負債償還可能＝実返済年数は40年未満

(下水道財政モデルの収支採算期間は40年)

※ 「下水道財政モデル」(注)において、平均的な公共下水道事業と考えられる計画処理人口5万人、全体建設事業期間22年の公共下水道事業において、供用開始後40年程度で累積資金不足を解消できるモデルが提示されていること。

注) 「下水道財政モデル」は、平成元年3月に、「下水道経営のための財政モデルの作成に関する研究委員会」が発表したもの。

※ 期間中での減価償却前利益による有利子負債の返済に伴う支払利息の減少によって減価償却前利益が拡大することが見込まれることを踏まえれば、40年を下回る期間で借入資本金を含む負債の償還を終え、一定の減価償却費積立金を確保することができる一方、償却資産の相当部分は再調達価格に対して極めて小さい割合の再投資で使用できると考えられること。

第4 規則第6条第1項第3号の総務大臣が定める事業

- 規則第6条第1項第3号の長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業は、公共下水道事業で地方公営企業法を適用して

いない事業とする。

第5 規則第6条第1項第3号の総務大臣が定める事業ごとの残存耐用年数に相当する年数は、次のとおりとする。

○ 公共下水道事業で地方公営企業法を適用していないもの 45年

○ 法適用事業と、同じ。

第6 規則第6条第1項第4号の総務大臣が定める事業（経営計画策定により解消可能資金不足額を控除できる事業）及び総務大臣が定める期間

○ 公共下水道事業 15年

(1) 現状、供用開始から利用が成熟するまでの間に、解消可能資金不足額が発生することが見込まれる公共下水道事業を、対象とすることとする。

(2) 下水道事業についての計画期間は、下記の理由から、15年とする。

① 未利用施設分利子^(注)に係る資本費平準化債の発行可能年限は、下水道財政モデルを踏まえて、平成2年度以来、15年以内とされ、定着していること。

② 施設利用が成熟した利用率に達し、使用料収入が安定するまでの期間は、経験的に平均で概ね20年間程度と想定され、15年目にはその水準の9割程度に達していると想定されること。

第7 規則第6条第1項第4号の事業ごとの経営の見込みに関する計画に定めるべき事項として総務大臣が定める事項

○ 計画の様式は、別途提示するが、計画には、概ね次のような事項の供用開始年

度から当該年度の前年度までの実績及び供用開始後15年度目までの各年度の推計値を記述するものとする。

- ① 建設改良費及びこれに対して予定する財源
- ② ①の新規投資及び利用率の拡大見込みに基づく有収水量の推移
- ③ 当該年度の前年度までの既発債及び①に基づく今後の元利償還金見込額とこれに対して予定する資本費平準化債等の額
- ④ ①～③及び次の前提で推計した資金不足額及び減価償却前経常利益
 - 1 当該年度の料金水準と今後の当該年度の物価上昇率の範囲内での料金水準の上昇に基づいて見込んだ使用料収入
 - 2 当該年度の前年度の実績に基づく雨水処理負担金
 - 3 当該年度の前年度の実績に基づく一般会計等の繰入額その他の営業外収益の額
 - 4 当該年度の前年度の維持管理経費等及び②の有収水量の推移を前提とした営業費用
 - 5 当該年度の前年度の実績に基づく一時借入金利子
- ⑤ 元利償還金に対する資金不足額の割合（資金不足額対元利償還金比率）

※ 基本的に、現状の料金水準及び繰入水準に基づきつつ、利用水準の上昇に伴う収支の改善のみ反映するものとする。

第8 規則第6条第1項第4号の事業ごとの標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の資金の不足額の上限として事業の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額の算定方法

- 公共下水道事業（供用開始後15年度目までに減価償却前経常利益が黒字化するものに限る。） 計画上の当該年度の前年度の資金不足額に、2.5を計画期間中の各年度の中で最大の資金不足額対元利償還金比率で除して得た額を乗じて得た額

※ 地方公共団体の下水道経営の基準となっている「下水道財政モデル」（平成元年

3月下水道事業の経営のための財政モデルの作成に関する研究委員会)の計画処理人口5万人の場合(供用開始後15年以内に収支が黒字化)に、現行の公営企業繰出基準を前提とした変更を加えた試算に基づけば、最高時点で資金不足額は元利償還金の1.7倍程度と見込まれるところであり、最高時点で、その1.5倍程度に相当する元利償還金の2.5倍をピークとすることとする。

第9 規則第6条第1項第5号の基礎控除方式

- 基礎控除方式を適用できるのは、公共下水道事業とする。
- 基礎控除額を控除できるのは、供用開始から15年度目までとする。
- 基礎控除額は、次の算式による。

$$\text{基礎控除額} = \Sigma (\text{当該年度の前年度までの各年度の未利用施設分利子相当額}) \\ - \Sigma (\text{当該年度までの未利用施設分利子平準化債発行額})$$

各年度の未利用施設分利子相当額

$$= \text{各年度の地方債の利払い額} \times (4.5\% - \text{供用開始後年数} \times 3\%)$$

※ 基礎控除額は、未利用施設分利子に係る資本費平準化債の発行可能見込額のうち、実際には発行しなかった額を算出するとの想定で算定するものとし、下水道財政モデル上で試算した各年度の未利用施設分利子に係る資本費平準化債発行可能額を超えないように算式を設定することとする。

以上

解消可能資金不足（計画赤字）の具体的な算定方法について（案）

(1) 累積償還・償却差額（元金償還金が減価償却費を上回る額の累積額）算定方式

○ 累積償還・償却差額については、広く各事業を通じて解消可能資金不足額として控除。

※ 法非適用事業においても、客観的かつ簡明に算定可能。

※ 単年度の償還・償却差額について発行された平準化債については、解消可能資金不足額から控除。

○ ただし、企業債元金償還金への一般会計等からの繰入相当額（一般会計等で負担するものとされている額）については、除外して算定（料金収入により賄う部分に係る償還・償却差額を算定）。

(2) 減価償却前経常利益等による負債償還可能額算定方式

○ 施設の利用及び料金収入が平年度化（安定）し、減価償却前経常利益が出ている場合に、それまでに発生した資金不足について、当該利益で施設の耐用年数期間内に計画的に解消し得る部分に係る額を客観的に算定し、控除。

【算式】

$$\begin{aligned} \text{解消可能資金不足額} &= \text{解消可能流動負債額} \\ &= \text{流動負債額} \times \text{解消可能負債率(e)} \\ \text{解消可能負債率(e)} &= \frac{\text{償却前経常利益} \times \text{残存償却年数相当期間}}{\text{負債総額(固定負債・借入資本金+流動負債)}} \end{aligned}$$

※ 固定負債・借入資本金と流動負債の残高の割合に応じ、負債の解消可能額（償却前経常利益 × 残存償却年数相当期間）を、比例（プロラタ）で配分。うち、流動負債の解消に充てる分が解消可能資金不足額。

※ 「残存償却年数相当期間」は、事業別・類型別に一定の年数を用いることを想定。

- 法非適企業についても、減価償却前経常利益に相当する額を算定することにより、この方式に基づき解消可能資金不足額を算定することが可能。

(3) 個別計画策定算定方式

- 未利用施設に係る資本費負担を抱える企業(部分供用を行っている企業)、全面供用をしても料金収入が平年度化(成熟)していない企業については、全面供用開始時期、料金収入成熟時期等が企業によって異なることから、解消可能資金不足額の算定に当たっては、各団体・企業の一定の経営判断等を考慮。

※ 企業ごとの経営計画に基づき解消可能資金不足額を算定・控除することが必要。

- 供用開始から利用平準化までの一定期間に限り、控除することができるものとする。

ただし、その場合においても、次のような条件を付すべきである。

- i) これまでの同事業における経営健全化の実例や各種研究会等において発表された経営モデル等から考えて、資本費等と対比して最大限と考えられる資金不足額の範囲内であること。
- ii) 平均的な団体の例を基に算定される経営努力不足額や過大投資額を解消可能資金不足額としていないこと。
- iii) 減価償却前利益の確保が、一定の期間内に予定されていること。

- このほか、過去の事業例、経営モデル等を参考として、通常为社会経済環境において、過大投資がなく、かつ相当程度効率的な経営を行ったとしてもなお、一定期間は発生する資金不足で将来的に解消可能と考えられるものの額については、基礎控除的な考え方によって控除することについても、今後検討が必要。

※ 一般的な資本費負担で建設された下水道事業等における効率的な経営の標準モデルを作成し、これに基づき、供用開始後一定期間内に限定して、各年度の資本費の一定割合を解消可能資金不足とするもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（抄）

（解消可能資金不足額）

第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。

- 一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条第一号及び第三号に規定する経費（以下この号において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えている場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額

二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

算式の符号

- A 地方財政法施行令第19条第1項第1号に掲げる額
- B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第1項に規定する負債の額及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合算額
- C 当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額
- D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

三 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法非適用企業（法第二条第一号ロに規定する法非適用企業をいう。以下同じ。）の当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div (A + B) \times C \times D$$

算式の符号

- A 地方財政法施行令第20条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額
- B 当該年度の前年度の末日における当該企業が起こした地方債の現在高（同日における他の会計からの長期借入金金の現在高を含む。）
- C 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額から営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を控除した額
- D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

- 四 総務大臣が定める事業を行う公営企業（事業の区分ごとに当該事業を開始した日の属する年度から起算して十五年を超えない範囲内で総務大臣が定める期間内にあるものに限る。次号において同じ。）が総務大臣の定める事項を定めたその経営の見込みに関する計画（以下この号において「経営計画」という。）を作成した場合において、解消可能限度額（標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の資金の不足額の上限として事業の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額をいう。）、当該企業に係る業務運営の効率化の状況、他の会計で負担すべき経費に係る当該他の会計の負担の状況等を勘案し、各年度に生ずる資金の不足額のうち当該経営計画に基づいて当該企業の施設の耐用年数に相当する期間内に解消すると見込まれる部分に相当する額として総務大臣が定める基準により算定した額
- 五 総務大臣が定める事業を行う公営企業において、能率的な経営を行ってもなお当該期間内の各年度に通常生ずべき資金の不足額として総務大臣が定める基準により算定した額及び第一号の規定により算定した額の合算額
- 2 前項の規定により合算される地方債の現在高は、建設改良費等以外の経費に係る地方債で次に掲げるものの当該年度の前年度の末日における現在高とする。

一 当該年度の前年度において経常利益の額（営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法適用企業が起こした地方債

二 当該年度の前年度において経常利益に相当する額（営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法非適用企業が起こした地方債

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定により許可を得て起こした地方債を含む。）

3 前二項に定めるもののほか、解消可能資金不足額の算定に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

地方公共団体が解消可能資金不足額を算定するための基準（案）

第一 総括的事項

- 1 本基準における用語の使用については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「規則」という。）の例による。
- 2 令第8条の4の規定に基づき2以上の事業を通じて1の特別会計を設けて経営する公営企業で法第2条第2号口の資金の不足額がある場合においては、当該特別会計を構成する資金の不足額がある事業ごとに解消可能資金不足額を算定し、それらの合算額を当該公営企業の解消可能資金不足額とするものとする。
- 3 本基準のほか、公営企業の解消可能資金不足額の算定に当たり必要な事項は別に定める。

第二 累積償還・償却差額算定方式の算定基準

- 1 規則第6条第1項第1号に規定する事業の区分ごとに総務大臣が定める割合は、累積元利償還繰入額を累積元利償還金の額で除して得た値を1から控除して得た値とする。
- 2 「累積元利償還繰入額」とは、公営企業に係る特別会計に対する一般会計等からの繰入金のうち、当該公営企業の施設に係る建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条第2号及び第4号に規定する経費（3において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金に充てられたと認められるもの（元金償還金等の額に応じて出資が行われる場合における当該出資に係るものを除く。）の当該年度の前年度までの累計額をいう。
- 3 「累積元利償還金」とは、公営企業の施設に係る建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の当該年度の前年度までの累計額をいう。
- 4 法非適用企業にあつては、当該年度の前年度までの各年度において発行した施設の建設改良費に係る地方債の当該発行額を償却資産の額とみなし、発行年度の翌年度から事業の区分ごとに別に定める年数の期間にわたって定額法により減価償却を行ったものとみなして、規則第6条第1項第1号の規定及び

本基準により解消可能資金不足額を算定するものとする。

第三 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式の算定基準

1 規則第6条第1項第2号に規定する長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業及び同号算式の符号Dに規定する事業の区分ごとに企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数は、(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める年数とする。

(1) 主に路面交通事業を営む鉄道事業又は軌道事業 25年

(2) 主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄道事業又は軌道事業 45年

(3) 下水道事業 45年

2 規則第6条第1項第3号に規定する長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業は下水道事業とし、同号算式の符号Dに規定する事業の区分ごとに企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数は45年とする。

第四 個別計画策定算定方式等の算定基準

- 1 規則第6条第1項第4号及び第5号に規定する総務大臣が定める事業は下水道事業とし、同項第4号に規定する総務大臣が定める期間は15年とする。
- 2 規則第6条第1項第4号の経営計画に定める事項は、供用を開始した日の属する年度（以下「供用開始年度」という。）から当該年度の前年度までの実績及び供用開始年度から起算して15年度目までの間（以下「計画期間」という。）の見込みについて、各年度における次の(1)から(5)までの事項を含む別記様式に掲げる記載事項とする。
 - (1) 公営企業の施設に係る建設改良費及びこれに充てる財源
 - (2) 施設の利用率の向上又は新たな施設の整備に伴う有収水量の推移
 - (3) 当該年度の前年度までに公営企業において発行した地方債の額及び元利償還金の額並びに計画期間中の地方債の発行見込み額及び元利償還金の見込額
 - (4) 次のイからへまでの条件により算定又は推計した資金の不足額及び減価償却前経常利益の額（規則第6条第1項第2号算式の符号Cの額又は同項第3号算式の符号Cの額。4において同じ。）
 - イ 公営企業の使用料収入の見込額については、当該年度の初日における有収水量1立方メートル当た

りの使用料収入の額に変動率（当該年度の前年度の物価上昇率を上限とする。）を乗じた額を前提として見込むこと。

ロ 各年度の雨水処理負担金その他の営業収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込むこと。

ハ 各年度の一般会計等からの繰入額その他の営業外収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額とすること。

ニ 各年度の維持管理費その他の営業費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額とすること。

ホ 一時借入金の利払いその他の営業外費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額とすること。

へ 計画期間中に新たな施設の整備又は供用開始を予定している場合は、(2)を前提として合理的な範囲でイからホの額を見込むこと。

(5) 元利償還金に対する資金の不足額（令第3条第1項の規定により算定した額から規則第6条第2項の規定により算定した額を控除した額をいう。）の割合（資金不足額対元利償還金比率）

3 規則第6条第1項第4号に規定する総務大臣が定める基準により算定した額は、公営企業の経営計画に

において計画期間内に減価償却前経常利益の額が生じる場合において、当該年度の前年度の末日における資金の不足額に、公営企業の経営計画上の計画期間内の各年度における資金不足額対元利償還金比率の最大値（2.5を下回る場合は、2.5）で2.5を除して得た値を乗じて得た額とする。

- 4 規則第6条第1項第5号に規定する総務大臣が定める基準により算定した額は、当該年度の前年度までの各年度において次の算式により算定した額の合算額から、供用開始後の施設のうち未利用のもの又は当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子として地方債に関する省令第12条第4号に規定するものの財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の累計額を控除した額とする。

算式

$$A \times (0.45 - 0.03 \times (B - 1))$$

算式の符号

A 公営企業の支払利息の額

B 供用開始日の属する年度を初年度とする経過年数